

# 第 56 回 税理士試験講評〔合格ライン〕

## ；1 合格ライン

### 簿記論

第一問	13点～17点
第二問	12点～14点
第三問	26点～32点
合計	51点～63点

### 財務諸表論

第一問	理論	16点～18点
第二問	理論	15点～17点
第三問	計算	33点～35点
合計		64点～70点

### 所得税法

第一問	問1	20点
	問2	15点
第二問		25点
合計		60点

### 法人税法

第一問		26点～28点
第二問		26点～28点
合計		52点～56点

### 相続税法

第一問	問1	24点～26点
	問2	11点～14点
第二問		30点～35点
合計		65点～75点

### 消費税法

第一問	問1	18点～20点
	問2	12点～15点
第二問		32点～36点
合計		64点～70点

## ；2 講評

### 簿記論

〔第一問〕C/F計算書を中心とした推定問題であり、分量・難易度ともに標準レベルであった。問題を解くに当たって不要となる資料も多いため、解答すべき箇所だけに集中すれば、比較的短時間で6割程度の得点を確保することが可能であろう。

〔第二問〕個別問題2問であり、全体の分量は少なめであった。問1の建設業は、工事損失引当金を除き、基本的な内容の出題であった。問2の売価還元法は、与えられた売価の資料の意味が理解できないと点数が取れないので、問1の出来が合否を分けることになるであろう。

〔第三問〕製造業の総合問題であり、分量は例年より若干少なめである。構造としては標準的な問題であり、難易度は決して高い方ではない。過去2年と同様、集計力が問われる問題であった。5～6割程度の得点が要求されるであろう。

### 財務諸表論

〔理論〕一、二問共に基本的な内容であり、予想した項目からの出題もあったので、受験生の感触もよく合格点は上記に示すようになり高くなると予想される。

〔計算〕ボリュームは答練よりも少なく時間に余裕があり見直しができたといい受験生も多かった。何箇所か解答に戸惑うところもあるがやはり合格点は高いと予想される。結果として計算でのミスが合否を分けると考えられる。

所得税法	<p>〔理論〕問1「配当所得の課税制度」と「配偶者の合計所得金額又は課税標準が要件とされる所得控除」の個別理論の複合問題であるが、題意の読み取りは比較的容易である。前年の問1と同様に、どれだけ多く解答項目を立てることができたかがポイントである。問2「還付等を受けるための申告」の内容説明の問題である。「確定所得申告」との相違点が求められているため、「確定所得申告」の概要を述べ、最後に相違点をまとめる形で解答することになる。</p> <p>〔計算〕古田委員3年目で、前2年と同じくできるだけ広範囲な出題を意図した出題形式で、課税標準までを求める総合問題一問と個別問題四問の出題であったが、内容的には通達等の正確な理解がなければ解答できない論点がかなりあり、またミスを誘うワナが随所に仕掛けられているレベルの高い問題である。またボリュームが多く、問4、問5あたりは、時間不足でじっくり取り組むことのできなかつた受験生も多かつた。問1、問2あたりの基本論点を、いかに取りこぼさなかつたかがポイントとなり、受験者の日頃の所得税の学習成果がそのまま結果に反映されるであろう。</p>
法人税法	<p>〔理論〕法人税法における評価損益の取扱い及び企業再生税制についての制度の概要から、具体的数値の算定まで幅広く問う出題となっている。また、昭和30年代以来の50点配点1題の出題であり、答案用紙の形式も設問ごとに区分して与えられるなど例年と比較して大きく変わった出題形式となった。内容的には、50点配点1題とはいうものの、設問形式では5問であり、設問ごとに検討してみれば個別問題として解答できる内容となっている。問4については非常に難易度が高く解答できた受験生はほとんどいないものと思われるが、他の設問については基本的な出題であるため確実に得点することが要求される。</p> <p>〔計算〕昭和58年以後の決算調整型による出題となった。過去の出題と比較すると、決算調整型特有の複雑な経理処理もなく、決算調整により計上する項目も少なく戸惑った受験生も多かつたものと思われる。出題形式こそ決算調整型ではあるが、出題内容を検討してみると、昨年度と同様に計算過程（検討過程）を重視する出題となっている。同族会社等の判定、役員給与、特殊支配同族会社の役員給与、役員退職金の取扱いについては、難易度が高く、正解を出せた受験生は非常に少ないものと思われる。これら以外の論点でしっかり計算過程を埋め、いかに確実に得点できたかが合否を分けるものと思われる。</p>
相続税法	<p>（理論）問1は、相続人に該当しない者の課税価格計算上の注意点であったため、対象者関係の理論としての基本応用問題であった。殆どの受験生は記述できているはずである。問2は、一定事由が生じ場合の申告手続の事例問題であった。答案練習において、類似する事例問題での演習を出題しているため、解答に当たっては、贈与税の期限後申告等を除き、大きな戸惑いもなくスムーズに解答できたものと思われる。</p> <p>（計算）問1（総合問題）評価財産数が少ないものの確認作業に時間がとられ、かつ、細かい引っかけ（納税義務者の判定など）があり、意外と点数はとりづらい問題である。問2（農地の納税猶予）納税猶予の計算と手続関係の期限などを解答させる問題であった。税額計算自体は、簡素であり、かつ手続関係の期限等については、農地の納税猶予の理論を覚えている受験生にとっては容易に解答できたはずである。</p>
消費税法	<p>（理論）問1は、仕入税額控除の特例の部分、問2は、届出等に対する特例（法9）部分、得点しなければならない。問2は、国税通則法を絡めて関係を問われたため、書きにくかつた受験生が多いはずである。自分の言葉でまとめることができなければ加点となるであろう。</p> <p>（計算）計算のボリュームは答練ほどではなかつたので、ダイエックスの受講生は、時間的には問題なかつたはずである。ただし、計算の判定に迷うであろう箇所が営業譲渡とその他に例年通り2～3箇所あつたので、その部分はあまり深入りせず、取れるべきところをミスせず得点することが必要である。</p> <p>昨年に続き、理論と計算バランスよく解答することが、要求された。</p>